

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第59号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号ア中「17,510円」を「19,008円」に改め、同号イ中「34,290円」を「37,224円」に改め、同号ウ中「39,398円」を「42,768円」に改め、同項第2号ア中「2,188円」を「2,376円」に改め、同号イ中「18,969円」を「20,592円」に改め、同号ウ中「24,077円」を「26,136円」に改め、同項第3号ア中「13,132円」を「14,256円」に改め、同号イ中「18,240円」を「19,800円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)